

## 第5章 大学財政をめぐる諸説

— 国立・私立の関係を中心に —

市川昭午

### はじめに

近年一方において教育改革・大学改革が進行し、他方において行政改革・財政改革が求められるという状況の中で、大学に関する財政をどう変えていくかが政策課題となり、これをめぐって様々な提案がなされています。その幾つかについては私どもの研究会でもお話をして戴いています。本日はそうした諸説に検討を加え、整理をしてみたいと思います。

そうは申しましても、大学財政の問題は学術研究費や育英奨学金など領域的にも多岐にわたっています。また、財政負担削減論、大学活性化論、大学自主性強化論など論者のスタンスも様々です。限られた時間でそのすべてを論ずることはできませんので、国立大学と私立大学の関係を中心にさせていただきます。

### I. 国公私立役割分担論

#### ア) 公費助成拡充論

まず、採り上げるのは公費助成拡充論ですが、この見解の特徴は設置者別の違いを表面化させることなく、高等教育関係の財政支出の拡充や税制の改正を求める点にあります。今後における科学研究や高度人材養成の重要性あるいは国民所得に対する財政支出高等教育費の割合が先進諸国の中で小さいことなどが、その根拠とされるのが普通で

す。GDP に占める高等教育支出の割合から直ちにその拡充や縮小を云々するのはナンセンスだなどと理屈をいうこともできますが、一般の人々に分かりやすいのがこの見解の一つの強みです。

大学審議会もこの立場で、国公私立がそれぞれ期待される機能を発揮し、特色ある教育研究を展開していくことを期待しています（大学審議会、1998年）。この立場のもう一つの利点は、高等教育に対する財政支出の拡充は国・公・私立を問わず大学関係者のほとんどが切望するところなので、高等教育関係者内部の分裂を招くことなく、外部に対して共同歩調がとれるところにあります。

しかし、公費助成拡充論の問題は少なくとも当分の間は高等教育に対する財政支出の大幅な拡充という要請がみたされる見込みが乏しいことです。これは財政逼迫ということもありますが、高等教育に対する財政支出拡充に関して国民の支持が現時点ではそれほど期待できないからでもあります。したがって、そうした状況からの脱却が先決となりますが、これは一朝一夕にして達成できる課題ではありません。

#### イ) 国立大学独自役割論

ところで、注目される必要があるのは、この立場は暗黙のうちに国公私立は本来異なる役割を有する筈だという見解に立脚していることです。したがって、その場合国立大学の特有の役割は何か問われることとなります。これについて金子元久氏は①学術研究、大学院教育の中核、②学部教育の質的な標準の担い手、③教育機会の均等保証であるとされています（1998年、23頁）。

また、文部省は国立大学の主な役割として「①学術研究の推進と研究者の養成・確保，②専門分野構成・地域配置等を考慮した大学の均衡ある発展，③計画的な人材養成等への安定的寄与，④大学教育への機会均等」の四点を挙げています（文部省，1996年）。

しかし、国立大学独自役割論には二つの点で疑問があります。その一つは現状では国立大学と私立大学の役割機能になお相対的な差異が見られるにしても、これは政策によって狭め得るものではないかということです。もう一つは国立大学の役割として挙げられているものの中には公立大学の方が相応しいものも見出だされるにもかかわらず、公立大学との役割分担が全く無視されていることです。

文部省が挙げている4つの役割のなかで、①を除いては理由がなく、その役割を果たしている大学についてのみ国立大学として存続に意味が認められるというエコノミストもいます（大田，172頁）。そうだとすれば文部省の政策としては学術研究や研究者養成といった役割を強化していくという選択肢も考えられます。最近の大学院重点化政策などはその一例と見ることもできましょう。

しかし、そうした政策によって国立大学独自の役割が再建されたとしても、設置形態が現状の儘でよいということにはなりません。と申しますのも、現行形態を維持しながら人事・会計などについて特例措置を拡大していくのには自ずから限度があると思われるからです。

仮に特例措置を現状以上に拡大できたとしても、民主的財政の原理に照らしてそれが望ましいことかどうかは疑問であります。

また欧米諸国はもちろん中国などの大学も法人格を有しています。このことはやはり大学の機能を円滑に発揮するためには何らかの形の法人格が必要なことを示唆しているように思えるのです。

## Ⅱ．国立・私立格差是正論

### ウ) 国公私補助均等化論

このように高等教育に対する財政支出総額の拡充が早急に実現される見込みは極めて乏しいところから、私学関係者を中心に国立と私立に対する公費助成の均等化を求める声が上がってきます。国立への財政支出と私立への公費助成をドンブリ勘定にし、改めて同額補助するというものです。その根拠は国立と私立の役割機能が接近してきている今日、設置者別により公費負担額に大きな格差があるのは不合理だという点にあります。

この格差是正の必要は臨時教育審議会第三次答申(1987. 04. 01)も認めたところですし、財政当局も「平成9年度予算編成における歳出削減合理化方策」で、「同じ大学教育を受ける者の立場等から考えれば、両者の間に格差があることは問題がある」としています。もっとも、財政当局のいう格差是正策は私学助成の引上げではなく、国立授業料の適正化と学部別授業料です。

また、教育経済研究会も長期的には国立・私立を問わず、競争条件は同一とすべきだとし、国立大学への補助を私立大学並に引き下げ、授業料を大幅に引き上げることを提案しています(77頁)。学生数等を基準に同額補助が実現すれば、私立大学の経営はかなり楽になりますが、以下のような理由からこれは不可能です。

まず、国立と同等の政府統制に服することを余儀なくされますから、私学の独自性・自主性の主張は不可能となり、法人としての独立性は事実上消滅します。国立と全く同等の財政援助を受ける私立とは一体いかなる存在かが問われましょう。私立が国立と同じ公費助成を受け、同じ政府統制に服するのであれば、私立の意味はなくなってしまいます。

逆に国立が私立と同じ公費助成しか受けられず、私立と同程度の政府統制に服すれば足りるということになれば、国の政策目標に沿った展開は困難となり、国立の意味はなくなります。どちらの場合も、大学が設置者別に存在する意義が失われることとなります。

私立大学と国立大学との補助金格差が理由に乏しいというなら、近年高等教育扱いを受けるようになってきた私立専修学校と私立大学との間に著しい補助金格差があるのも同様に根拠に乏しいといわねばなりません（大田，166頁）。この格差に理由があるとすれば、それは国の規制が厳しいか否かということでしょう。

設置者による差異を無くすには、すべての大学を民営化するという方策もありますが、それと同じく国有化するという方策もありえます。現に美濃部都知事時代には私立高校の都有化論もありました。これは私学団体としてこれは受け入れられないことでしょう。

国立と私立に対する国庫支出を完全に均等化できないことは私立大学側も認めるところで、日本私立大学連盟は次のように述べています。「国立大学と同じ国費支出を受けることは私学存立の意義を没却することになる」。したがって、「私学がそ

の自由と独立を保持するためには、経費の中に占める私学助成の割合に一定の制約が出てくることは、これを甘受しなければならない。「国が設置して維持する国立大学と自主独立を旨とする私立大学との間に国費の配分の在り方の相違があることは認めなければならない」。ただし、「設置形態の相違が、直ちに配分の極端な偏りに結び付くことがあってはならない」というのです(1994年、22～23頁)。これは均等化論ではなく、格差縮小論です。それではどの程度にまで縮小すればよいのかは定かではありません。

因みに国立大学に対する財政支出の減額分を私大補助金の増額分に回すとしても、それは一般会計からの国立学校特別会計への現在の繰入額をかなり下回ることになります。私大連も認めているように(1994年、40頁)、これまで国立大学が担ってきた学術研究機能は今後も維持していくためには、共同利用研究機関などを国費で維持することが必要とされるからです。

また、仮に国立と私立の財政上の扱いを同じにすることになったとしても、すべての大学を平等に扱うことは不可能ですし、望ましくもありません。したがって、設置者別に代わる新しい配分方法を工夫することが必要となります。

かつて第9期中央教育審議会は「適当な私立の高等教育機関に対して」標準教育費の一定の割合を助成金として交付することを提案しました(文部省、1971年、47頁)。ここで肝心なのは一定の基準を満たした大学のみを補助対象とする点です。当時OECDの対日教育調査団のメンバーだったドーア氏もこの案を支持し、当時の私立大学認可基準よりも厳しい設置基準及び社会的必要などを基準とし、それに合致した大学・学部にのみ助

成するようにすべきだとしています（208頁）。

そうなりますと、国公私の区分が別の区分に代わるだけで、結局幾つかの個別大学がグループを交替するというだけに終わる可能性が大きいといわねばなりません。学部・学科・研究科の段階まで細分化して常時外部評価を実施し、それに基づいて配分するようにすれば結果は多少違ってくるかもしれません。しかし、これは教育評価など技術的に困難なだけでなく、時間的及び財政的コストが極めて高くつくという難点が伴います。

以上のように設置者による授業料差別を認めないという考え方は次第に有力になってきていますが、国公立を問わず同一の基準に基づいて国費が配分されるにしても、何を基準にするかによって実際の配分額は著しく異なったものとなります。現行制度では補助対象として研究と教育、学部と大学院等を截然と区別していませんが、大衆化・普遍化に対応して区分すべきだという見解も出始めています。そうだとすれば、補助均等化の問題についても両者を分けて検討する必要がありますでしょう。

この点、補助均等化論者の中にも学部教育に外部性を認めない人が少なくありません。大衆化が進んだ今日、研究と切り離れた高等教育の外部性は小さいというのです（教育経済研究会、65頁）。こうした見解はエコノミストだけでなく、私学関係者の中にも見られます（私大連、1994年、11頁）。

今日の大学では「研究に密接に関連した専門の研究者養成等はともかく、一般の学部教育に関して外部性が存在するかどうかは疑問」だといわれます（大田、162頁）。「学部教育の収益は大半が個人に帰属する」のであれば、個人の消費的需要に基づく私的財とみなし、主に奨学金によって対応するのが妥当

ということになります。

大学院だけが社会的必要に応じる公共財的部分とみなされるのであれば、機関補助の対象は大学院に絞られることになります。現行の経常費補助は学部を中心とし、大学院をプラスアルファとしていますが、逆に大学院を中心とし、学部をプラスアルファにすべきだということになります。そうなると、国公私一律に資源配分するにしても、国立大学、特に1万人もの大学院学生を擁する国立有名大学が圧倒的に有利となります。

### エ) 国立学納金引上げ論

このように国立と私立に対する財政支出金の均等化が困難なことから、それは長期的課題として棚上げし、当面は取り敢えず国立の学納金引上げによって学費負担の均等化を図るべきだとする考え方が出てきます。具体的には国立大学の学納金を大幅に引上げ、それによる自己収入の増収分を国立学校特別会計に対する一般会計からの繰入金から減額し、その減額分を私立への補助金の増額に充当する。それに加えて、私立大学生に対する奨学金貸与額を飛躍的に拡充するというものです（教育経済研究会、71～72頁）。

しかし、国立と私立の学納金を同じにするといっても、そう簡単ではありません。まず、国立の学納金をどこの私立に合わせるのでしょうか。周知のように国・公立学校の授業料は公共料金ですが、私立の授業料は公共料金ではなく、価格統制はされていません（経済企画庁物価局）。そのため大学により学部によって違いがあります。私立間の格差はよくて国私間格差はいけないというのは理解に苦しみます。



それに国立の授業料が私大の平均額によって決まるというのでは公共料金とはいえません。国立と私立を均等にすべきだということであれば公共料金として統一されるべきでしょう。学納金の価格設定は設置者の裁量に任されるべきだとすれば、国立との格差もまたやむをえないということになります。

次に、アメリカの私立大学や日本の私立高校の授業料と比較して見ると、日本の私立大学の授業料の分散が小さいのが目に付きますが、これは国立大学の授業料が有力私立大学のそれを抑制する効果を有しているからだとする分析もあります（浦田，133頁）。そうだとすれば、この抑制がなくなった場合、有力私立大学の授業料が相当上昇する確率が大きいといえます。

また、国立の学納金の引上げは私大の競争力を強める効果はあるでしょうが、私大学納金を大きく軽減することはできません。国立の学生数を私立の1/4、学納金を私立平均の1/2とみれば、国立の学納金を2倍に引上げてても私立の学納金は平均1割程度軽減されるだけです。

さらに、国立の学納金が安過ぎるのではなく、私立の学納金が高過ぎるのだとする見解もあります。国立大学の社会科学系学部については学納金が既に教育コスト相当の金額に達していることが立証されています（加藤，67頁）。他方、私立大学では学部学生に教員の研究費や大学院の経費、留学生の教育費などを負担させています（私大連，1994年，24頁）。そうだとすれば、国立大学の学納金を引き上げるのではなく、私立大学の経営を改めて学納金を引き下げるべきだという判断もあり得ます。いずれにしても学納金の均等化だけでは国立と私立の格差は解消できません。

### オ) 学校法人化論

そうかといって、前述しましたように現行制度を前提にする限り国と私立に対する補助金格差は認めざるをえませんし、あえて同額補助は望む場合には私学の国立化を招く危険があります。そこで格差を解消しながらなおこれまで通りの自律性を享受できるような「より適切な制度への転換」が求められることとなります（私大連、1994年、23頁）。

それには国立の設置形態を私立に近付ければよいということとなります。その点で「国立大学民営化論はある意味で国公立間の国費投入格差を合理的説明を求める議論である」（川村、19頁）といえます。

こうした私立大学側の国立大学法人化論については教育経済研究会は「国立大学がなければ私立大学がより経営が安定していたであろう」と考えるのは、「消費者ではなく私立大学の経営上のメリットに着目」したものであり、「私立大学の経営が安定するのは新規参入がない場合だけである」ことを忘れた「単純な考え方」であると批判しています（報告書、76頁）。

もっとも国立大学の法人化は私大側だけでなく、中央教育審議会の1971年答申（中教審、46頁）以来政府審議会などの答申にもしばしば登場する見解です。臨時行政改革推進審議会の第二次答申も国立大学の法人化について検討する必要を指摘しています（提言集、132頁）。国立大学の自律性を強め、自己責任をもたせるためには、現行のような広義の行政機関から法人格をもったものに設置形態を改める必要があるということです。

その場合、国立を私立と完全にイコール・フットィングにするとすれば、国立の設置形態は学校法人ということになります

が、それには現行の学校法人が最善の設置形態であることが前提とされます。しかし、その点は後に論じますので、ここでは問わないことにします。とりあえず学校法人化を目指すとしみますと、以下のような点が問題になります。

第一に、国家目的によって設置された大学と建学の精神に基づいて設置された大学とが同じ形態であってよいのか。それでよいとしても果たして同じになれるのか。国立から移行した大学の建学の精神はどこに求めるのか、いかなる根拠に基づいて誰がそれを定めるのかが問題となります。

第二に、学校法人化する場合には国有財産の処分問題が起こってきます。有償払い下げだとすると買取り手がどれだけいるかが問題になりますし、無償譲渡するとすれば国有財産の無償譲渡が許されるかが問題となります。また、国立大学といっても大学によって所管財産に極端な違いが見られますので、各大学の現行所管財産をそのまま各学校法人の所有とすることには抵抗がありましょう。そこで教育経済研究会は現在ある固定資産を国から無償で借用するという案を出していますが(82頁)、これでは既存の学校法人とはやはり別の存在ということになります。

第三に、国立大学の民営化がかえって私立大学を圧迫することになる心配も出てきます。国立大学が民営化されるならば、学生募集や独自財源の調達に一段と力を入れることが予想されます。特に有力大学は現在の私立大学以上に高い学納金を設定し、高所得家庭の学生をリクルートするという経営方針をとることも考えられます。それに奨学金政策を組み合わせれば学生の質的水準の維持も可能です。現にアメリカでは4年制大学の

5.5 %が2万ドル以上という高い授業料を課していますが、それでも学生は集まるのです。

国立大学が民営化されるということは多数の巨大有力私大の出現を意味しますから、既存私学との競合が激化することになります。公正な条件の下での競争はむしろ望むところだという私学もあるでしょうが、少なくとも弱小私大にとって大きな脅威となることは否定できません。

### Ⅲ. 国立大学設置形態変更論

#### カ) 地方移管論

国立大学を民営化した場合、理工系・農水系を中心に、大学院に重点化しつつある国立大学を維持していけるかが問題となります。仮に不足額を政府が補填するとすれば財政負担の軽減にはそれほど役立ちません。そこで可能な学部や大学だけを民営化し、残りは地方に移管するといった選別的移管論が出てきます(跡田)。

臨時行政改革審議会の第二次答申(1991.12.12)も「地方の国立大学について、時代の要請や地域の特性に応じた学部、学科への重点的な転換・再編成を進める。また、地方自治体への移譲等について、所要の条件整備を含めてその可能性を検討する」と述べています(提言集、132頁)。財政制度審議会も国立大学の法人化と並んで地方移譲が検討されるべきだとしています(『財政構造改革白書』155頁)。

地方分権化や生涯学習化の必要が唱えられる中で、地方がこれまで以上に高等教育の担い手となっていくべきだし、国立大

学の振興策が積極的に進められねばならないことは確かでしょうが、これにも幾つかの問題点があります。

まず、国立大学を引き受けられる地方団体が現在どれだけあるかということです。受入れ態勢が整備されている地方自治体はすでに公立大学をもっています。それ以外の自治体は大学管理運営の経験不足に伴うノーハウや人材が欠如していたり、財源維持能力に欠けている場合が多いのが実情です。したがって、地方税源の大幅な拡充といった財政構造の抜本的改革や道州制への移行などといった地方制度の根本的な改変を前提としない限り、移管はほとんど期待できません。

次に、地方移管を引き受ける自治体があるとして、移譲する大学の選別、線引きをどうするかが問題となります。学部についても地域型と全国型の区分が必要になりましょう。跡田氏の案は旧帝大など主要国立大学は学校法人化し、地方国立大学は全国七ブロック単位の道州立大学とするというものですが、やはり同じ問題を孕んでいるといえましょう。

この地方移管論は私大連も容認しているようですが(1994年、39頁)、公立大学であっても公共セクターであることに変わりはありませんから、私立大学との財政格差は依然継続します。初等中等教育の現状を見ますと、むしろ拡大するかもしれません。私立大学と国立大学との学納金格差は既に2倍以内に縮小されていますが、高校学納金の公私間格差はそれよりはるかに大きいのが普通です。

### キ) 独立行政法人化論

行政改革に絡んで行政改革会議などでは独立行政法人とすべきだという意見も出されています(『最終報告書』)。もっと

も、そこでいう独立行政法人の具体的な性格は明確ではなく、従来の特殊法人などどこが違うのかもはっきりしていません。

既存の特殊法人大学としては放送大学がありますが、単に放送法との関係で国立大学にできなかったために特殊法人になっているにすぎず、その実態も国立大学と余り変わりません。放送大学の収入に占める政府一般会計からの補助の割合はむしろ国立大学を上回っており、財政支出削減には役立っていません。

かつて臨時教育審議会第三次答申（1987.04.01.）が現行の特殊法人は大学に必ずしも適さないが、大学の自主・自律性を確立する上で有益な示唆を与えるとして、大学に相応しい「新たな特殊法人」として形態を模索するよう積極的な研究調査を求めました。しかし、臨教審の委嘱を受けた研究会が詳細な検討を行った結果、デメリットを上回るメリットは見出し難いという結論を出しています（報告書、第3章）。

国立大学を特殊法人ないしは独立行政法人にするとしても、それはすべての国立大学を一括して単一の法人とするのか。それとも各大学を個別に法人化するのか、あるいは幾つかの大学が連合して法人化するのか定かではありません。単一の法人化では国立大学庁という外局による管理と実質的に変わりがなく、大学ごとの自由裁量の余地は拡大しません。個別に法人化するのであれば裁量はしやすくなりますが、百近い法人ができることになり、理事だけで五百人もの人間に報酬を払う必要が生じます。これでは行政改革に逆行しますし、五百人もの有能な理事が存在するとは考えにくいといわねばなりません。

そこで連合体方式が浮上してくることになります。川村氏の構想でも「基本的には幾つかの大学ごとの連合体方式」が望ま

しいとされています（20頁）。この場合には、半世紀前に旧制の官立高等教育機関を新制大学に統合移管させる際に生じたように、どの大学と連合するのか、グループ分けが難しい課題となります。

また、例え統合が実現されたとしたところで、それは大都市以外には見られなかった巨大なマンモス大学が地方に出現することになるだけでなく、キャンパスが幾つかの府県に跨がることとなります。新制国立大学発足時に問題となったとき以上のスケールの蛸の足大学が果たして効率的に運営できるかどうかは疑問なしとしません。

#### IV. 私立大学民営化論

##### ク) 私立大学経営改革論

これまで国立大学が効率的でないとしばしば批判されてきましたが、私立大学が果たして合理的に運営されているかは余り問われてきませんでした。しかし、より根本的には現在の学校法人という形態そのものが果たして理想的な設置形態であるのかが問題とされねばなりません。学校法人が決して最善の策でなく、多くの問題を抱えていることは組織運営研究会も指摘しています（報告書、188頁）。

そうだとしますと、国立大学だけでなく、私立大学の設置形態やこれに対する公費補助の在り方についても検討を加える必要が生じてきます。そういう観点から改めて学校法人を見てみると、幾つかの問題点が見出だされます。

本来私学は基本財産を準備した上で創設されるものであり、

建学後も常に資金調達に全力を傾注し、それによって安定した経営を維持するものでありましょう。それには卒業生、産業界、審査機関などを説得することが前提となりますから、それだけの経営努力が必要とされます。また、社会人、留学生などの潜在的ニーズの開発とそれに応え得る教育サービスの提供なども図っていかねばなりません。

周知のように、アメリカの著名私立大学はすべて巨額の基本財産 (endowment) を有しているだけでなく、常日頃資金調達 (fund raising) にも非常な努力を払っています。例えば、ハーバード大学は1997年7月30日現在、109億ドルの基本財産を所有し、96/97年度の資金調達が4億ドルに上っています。

また、1997/98年度における四年制大学の平均授業料が公立3,111ドルであるのに対して私立は13,664ドルになっています。これは四倍以上で二倍程度にとどまる我が国の国・私格差を遙かに上回っています (The Chronicle, 1998.08.28)。それでも、競争していけるのは教学と経営の両面においてそれだけの態勢が整備されているからでしょう。

予め自前の資金を十分に用意せずに私立大学を設置すること自体、無茶な行為であるといわなければなりません。後述するように株式市場などでの資金調達ができないことにも原因があるのかもしれませんが、設立後も学納金から基本金を形成していくような運営の仕方では経営不在といわれても仕方がありません。それどころか、ノンプロフィットを建て前とする非営利法人の形をとっていながら、実質的にはフォープロフィットとなっているところもあるとも指摘されています (田中, 185頁)。

我が国の私学が学生納付金及び機関補助という安易な方法に



依存し過ぎてきたことこそが問題であり、寄付金、公募補助金など、より広範な社会的支持をもっと早くから開拓してやるべきだった。ところが、私立大学は財政的に補助金に依存しているだけでなく、心理的に機関補助に依存している。そうしたことからみて、日本の私学は簡単には自立モデルに移行できないだろうという判断を示される私大経営者もおられます（浜名、46頁）。

このように私学経営が必ずしも効率的ではないところから、財政制度審議会（1996.07.10）は私大に対する経常費助成を教員数等に応じた配分ではなく、個別の教育・研究プロジェクトに対する助成や各大学の教育研究活動に対する評価に基づく配分など、より競争的で効果的な方式に改めていく、あるいは機関補助から直接助成に重点を移していくことが望ましいとしています（『財政構造改革白書』154頁）。

しかし、大学への直接助成を学生への個人補助に転換するというのは、そう簡単ではありません。約300万人の高等教育在学者にほぼ私大学納金に相当する一人当たり百万円を補助するとしますと、三兆円の巨額にのぼります。補助対象者を在学者の半分に絞るにしても生活費まで含めた経費二百万円を補助するとすれば、やはり同額になります。これだけの人数を対象とする個人補助への切り替えは行政管理費の膨脹が不可避となります。

貸し付け業務は銀行に行わせればよいといわれるかもしれませんが、それには政府による債務保証が不可欠とされます。これがなければ全ての希望者が貸与を受けることはできないでしょうし、債務保証をすれば債務不履行が増大することは避けら

れません。結局、この種の提案は税金を使って銀行を儲けさせる結果に終わりそうです。

#### ケ) 参入規制撤廃論

エコノミストの中には私立大学は非営利の建て前と一律機関補助であることから、効率的経営を行うインセンティブが乏しいとして、機関補助を個人補助に切り替えると共に、利潤分配の禁止規制を廃止し、長期的には営利法人の参入を認めるべきだという提言をする人もいます。その場合、私立大学の運営が非効率的な理由として次のようなことが指摘されています。

私立大学の運営は建学の精神の実現といった抽象的なもので、最大化すべき具体的な目標を欠いている。利潤の分配が禁止されているために効率的な経営に資金が集まり、それが事業の一層の拡大に結び付くといったメカニズムが働かない。効率的な運営に不可欠な経営者の権限や責任が企業に比べて不明確であり迅速な意思決定が難しい。黒字が累積した場合補助金が減額されるなど経営効率化にペナルティが課せられる。財務諸表のディスクロージャーなど情報開示が営利法人よりも遅れている（八代，34～35頁）。

利潤の分配が禁止されているため利潤動機に基づいて効率的な経営を行うインセンティブが稀薄になるだけでなく、それに代わって規模の拡大や社会的威信を高めるための競争を行うようになり、どちらも事業の効率性を妨げている。株式市場で増資による事業資金の調達ができないため、設備資金など借入に頼らざるをえないが、過度の借入は経営を困難にするので事業の急速な拡充は困難である（教育経済研究会，49頁）。

営利企業による大学経営は決して荒唐無稽な絵空事ではありません。既にアメリカで急速な発展をみており、年商35億ドルのビジネス産業に成長しています。その授業料は公立大学よりは高いが、非営利の私立大学よりは安く、在来型の私立大学にとって脅威となってきたと報じられています(The Chronicle, 1998. 01. 23, A36~38)。

イギリスでも既存大学の実質的有償化が進んでいくことから、営利企業が高等教育市場に進出する可能性が出てきました。高等教育のグローバル化に伴って近い将来少数の国際的な巨大大学に独占されるのではないかという危惧の念が高等教育界で高まっているといわれています(The Times, 1998. 11. 13.)。

我が国でも福祉事業には既に営利企業の進出が認められているし、病院等についても規制緩和が検討されています。高等教育においてもその一部と認められている専門学校については設置者が学校法人でなければならぬという縛りはありません。こうした状況から見て、大学だけが例外でいられるという保障は乏しいといわねばなりません。

もともと、営利企業による大学は大学が果たしてきたすべての機能をこなすことはできません。もともと職業教育機能に特化することで存在が可能になっているわけですから、研究機能はもてません。また、志願者が多ければ収容力を増やすという行動をとると考えられます。価格を引き上げるという選択肢もありますが、その確率は低いでしょうし、それは学力水準ではなく、所得水準による選抜になります。

したがって、営利企業による大学が研究大学や選抜性の高い大学にとって代われる可能性は乏しいといわねばなりません。学

術研究で傑出する大学や高度に選抜的な大学は政府や企業の研究資金の多くを手中に収め、最良の研究環境を提供することにより、最も質の高い教員や学生を引きつけ、最高の価格をつけることができます。そうしたことを考えますと、これからの高等教育は結局研究大学や高度に選抜的な大学と、教育サービスに徹する専門学校的な大学に二極分解していくことになるのかもしれませんが。

その点はさておくとして、経済的な効率性という観点からみる限り、広義の行政機関である国立大学よりは学校法人である私立大学の方が、また非営利法人である私立大学よりは営利法人である高等教育機関の方が優れているということになりそうです。しかし、だからといって、国立大学を私立大学化し、学校法人を営利法人化していけばよいということにはなりません。

ご承知のようにヨーロッパ諸国ではほとんどの大学が国立か公立ですし、市場化を主張するエコノミストがモデルと仰ぐアメリカでも公立大学が圧倒的なシェアを占めています。こうした事実は大学が効率性の原理だけで運営されているのではないことを示しているといえましょう。

#### <参考文献>

中央教育審議会『今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本施策について』1971年、印刷局。

R. P. ドーア「補論」OECD編・深代惇郎訳『日本の教育政策』1972年、朝日新聞社。

大学の組織・運営に関する研究会（代表、新野幸次郎）『大学の組織・運営に関する研究調査報告書』1987年2月。

津布楽喜代治他『大学の財政運営に関する基礎的研究』1992年3月。

金子元久「国立大学授業料の理念と現状」矢野眞和編『高等教育費の費用負担に関する政策科学的研究』1994年3月，東京工業大学。

臨時行政改革推進審議会事務室編『第三次行革審提言集：新時代の行政改革指針』1994年，行政管理研究センター。

日本私立大学連盟国庫助成委員会『新高等教育財政構想』1994.05.31.

日本私立大学連盟『高等教育財政構想』1995.05.

総務庁行政監察局編『大学行政の現状と課題』1995年8月。

経済企画庁物価局編『公共料金改革への提言－公共料金設定の在り方について－』1996年，印刷局。

文部省「国立大学の概要について」行政改革委員会への提出資料，1996年10月。

財政制度審議会財政構造改革特別部会『財政構造改革白書』1996年，東洋経済新報社。

財政制度審議会財政構造改革特別部会『財政構造改革の条件』1997年，東洋経済新報社。

跡田直澄「成熟社会に国立大学は要らない」『論座』1997年4月号。

行政改革会議『最終報告書』1997年12月。

金子元久「国立大学の役割」，加藤毅「大衆化時代の国立大学の費用負担－研究コストが転嫁された教育コスト」，浦田広朗「学納金の規定要因」，矢野眞和編『高等教育システムと費用負担』1998年3月，東京工業大学。

川村恒明「“国立大学”の在り方を考える」，浜名篤「政府と大学－私学の立場から－」『大学研究』第18号，1998年。

経済企画庁経済研究所編『エコノミストによる教育改革への提言－「教育経済研究会」報告書－』1998年，印刷局。

八代尚宏「教育サービスにおける消費者主権」，大田弘子「大学への政府関与の在り方」，田中敬文「コメント」，経済企画庁委託調査『国民生

『活と教育の在り方に関する調査報告書』1998年3月、日本リサーチ総合研究所。

大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について」1998年10月26日。

The Chronicle of Higher Education, 1998. 01. 23. A36-38, 1998. 08. 28.

The Times Higher Education Supplement, 1998. 11. 13.